

地域の災害時要援護者支援の 取組推進について

田園調布学園大学
学長補佐兼学部長・教授 村井 祐一



1 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

今回の趣旨

- ・ 南区では、204の自治会町内会のうち168（8割）の自治会町内会と協定を締結して名簿を提供し、地域の状況に応じて、日ごころからの見守り、行事や避難訓練への参加、発災時の安否確認や避難方法の検討等を行っています。
- ・ 一方、多くの自治会町内会で担い手不足や個人情報取扱い等の課題により、取組を始めても継続が難しくなったり、会長一人が名簿を持ったままで具体的な取組が行われない状況となっており、一部の自治会町内会からは、協定を解除する動きがでてきます。
- ・ 今年度から災対法に基づく個別避難計画の策定も始まる予定で、より一層地域への働きかけが必要となっています。
- ・ こうした状況を踏まえて、アンケートで多く寄せられている課題（担い手不足、個人情報取扱い、発災時の支援等）への対応について、何らかのヒントやメッセージをお伝えできることをめざします。

2 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

防災に関する基本確認



災害とは何か、地域の危機とは何か

- ・ 災害対策基本法による定義
 - 「暴風」、「豪雨」、「豪雪」
 - 「洪水」、「高潮」、「地震」、「津波」、「噴火」
 - 「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義
 - 「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」も含まれる。
- ・ これらの災害を「完全に防ぐことはきわめて困難」であり、事実上の「減災」への対策が基本となります。
- ・ これに加え「防犯（児童から高齢者まで）」、「孤立・孤独死」、「自殺予防」「生きがいづくり」、「保健（健康維持）」なども考える必要があります。

災害時における住民同士の助け合い

阪神・淡路大震災

- ▶ 1995年は地域力が十分とは言えない時代とされています。
- ▶ 要救助者35,000人のうち、27,000人(約77%)が市民自身による救助であったとされている。
- ▶ 日本火災学会:1995年兵庫県南部地震における火災に関する調

生き埋めや閉じ込められた際の救助		
誰が	パーセント	自助・公助・共助の別
自力で	34.9	自助 66.8%
家族に	31.9	
友人・隣人に	28.1	共助(近助!) 30.7%
通行人に	2.6	
救助隊に	1.7	公助 1.7%
その他	0.9	—

5 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

東日本大震災では

- ・ 被災地全体での65歳以上の高齢者の死亡率が約6割
- ・ 被災住民全体における障害者の死亡率は2倍
- ・ その理由として
 - ▶ 避難に必要な情報が届かなかった
 - ▶ 避難が必要か判断できなかった
 - ▶ 必要な避難支援が受けられなかった
 - ▶ 寝たきりの状態や老老介護などで、自力での避難ができず諦めてしまった
 - ▶ 福祉施設や病院など、要援護者の避難場所が被災したため死亡率がさらに高まった
- ・ 発生直後の安否確認がなされなかったため、危険な在宅での生活を余儀なくされた人も多かった

6 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

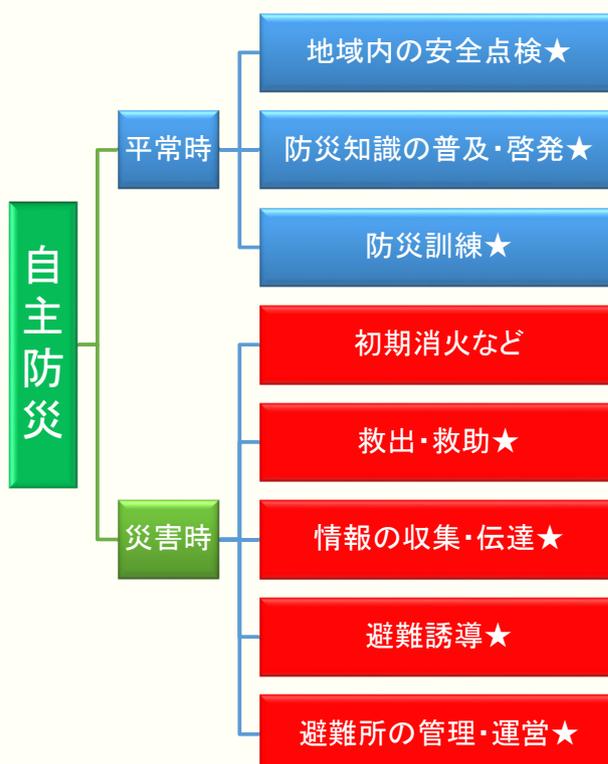
現時点での能登半島地震について

- ・ 防災計画は優れた物が存在していたとされています。
- ・ しかしながら結果は厳しいものでした。
- ① 被災状況の把握が直後にできなかった
 - 安否確認を含め、防災・減災・備災体制が十分に機能しなかった。
 - 地方自治体によって情報収集力に大きな差が出ている。
- ② 国や県のトップが被害を過小評価していた
 - 被災状況の把握が直後にできなかった。
- ③ 救援が小出しで対応できない救助要請が多数
 - 熊本地震の5分の1しか自衛隊も派遣されず、現場の救命ニーズに対応できなかった。
- ④ ボランティアが行けなかった。
 - 自衛隊、警察、消防の邪魔になるという理由で、専門性の高いボランティアも拒否した。
 - 医療看護や保健衛生、避難所のサポート、住宅再建の相談などは、最初から必要だった。

7 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

災害時の自助と共助の必要性

- ・ 震災などへの対策を考えると「自助」と「共助」の充実こそが、実効性の高い減災対策であることが見えてきます。
- ・ つまり日常における「**つながり**」づくりが非常に重要となります。
- ・ 対策の大枠は「平常時」と「災害時」に分けた組織的な活動力の整備となります。
- ・ また、右の図からも、ほぼすべての取り組みには「**個人情報が必要**」であることがわかります。



8 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

地区内の災害時要援護者の把握

- 内閣府平成17年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より
 - ・ 災害時要援護者の把握方法（主に3種類）
 1. 手上げ方式（横浜市がこれまで取り組んできた方法）
 2. 同意方式（横浜市がこれまで取り組んできた方法）
 3. 情報共有方式（横浜市が新たに取る方法）
 - ・ **災害時要援護者対策にあたる団体が情報を共有し、個人情報**の取扱いについて十分注意しながら、**災害時要援護者台帳等**によって継続的に管理、運用していくことが必要と記載されています。
 - ・ 横浜市は上記の3つの方式をすべて取り入れながら、これを進めていくことになっています。

横浜市の災害時要援護者数(在宅)について

R3.3末現在

区名	人口	在宅 要援護者数	在宅 要援護者割合
鶴見	296,723	11,941	4.0%
神奈川	247,020	10,157	4.1%
西	104,830	3,830	3.7%
中	151,338	8,025	5.3%
南	197,620	10,920	5.5%
港南	214,886	11,038	5.1%
保土ヶ谷	207,337	10,211	4.9%
旭	244,621	12,499	5.1%
磯子	166,347	8,076	4.9%
金沢	198,375	9,501	4.8%
港北	358,327	12,154	3.4%
緑	183,301	7,401	4.0%
青葉	310,672	10,197	3.3%
都筑	213,477	6,439	3.0%
戸塚	283,993	12,268	4.3%
栄	119,960	5,770	4.8%
泉	152,230	7,420	4.9%
瀬谷	122,383	7,068	5.8%
合計	3,773,440	164,915	

・ 南区の災害時要援護者数は18区中6番目

・ 要援護者の割合は18区中2番目に高い

災害時要援護者への支援方法の整理

- ・ 災害時に「誰が、誰を、どのように安否を確認し、避難支援するのか」
- ・ つまり、次の様な情報が整理されている必要があります。
 1. 安否確認対象者 → 個人情報（災害時要援護者）
 - 本人の状況（視覚・聴覚等障害の有無、体重や歩行能力等）
 2. 避難支援者 → 個人情報（災害時要援護者）
 3. 避難場所 → 個別避難支援計画
 4. 避難のタイミング → 災害時対応マニュアル
 5. 避難所までのルート・移動手段 → 個別避難支援計画
- ・ このとき、災害時要援護者への情報伝達手段についても整理しておく必要があります。

11 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

定期点検の必要性

- ・ 前述した支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが必要です。
- ・ また、災害時要援護者に関する情報は、実際に災害が起きた場合に、実効性が確保できるよう、個別に対応手段を取りまとめる（個別避難支援計画づくり）ほか、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制（特に連絡方法や役割分担）を整えておく必要があります。

12 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

要援護者情報から個別避難支援計画を作成しておく

- ・ 私たちは、**要援護者情報を手に入れることが最終目的ではありません。**
- ・ 要援護者情報から、災害時に必要な非難支援マップや個別支援計画を策定し、実践的な避難訓練などを行い、**有事の際に機能させる必要**があります。
- ・ また、生活状況は常に変わっていくため、**定期的・継続的な情報更新と計画の見直し**を行い、最新の状況に対応していく必要があります。
- ・ また、**本人の防災意識や対応能力の向上**が最も大切なため、可能な限り本人を巻き込んでの話し合いや支援計画づくり、そして**実践的な訓練が必要**です。

13 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

防災活動の実践に向けて

広報・啓発、確認、訓練
つまり「**実践**」することが目的

14 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

1. 防災知識の広報・啓発(地域防災・家庭内の安全対策)

1. あらゆる会合で、できるだけ話し合う機会を増やす。
2. 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会をつくる。
3. 市町村や消防機関等の講演会や研修へ参加する。
4. 市町村が定めている地域防災計画等の内容を十分理解するため、市町村や消防機関等から説明を受け、協議する機会を設ける。
5. 災害の発生した現地を視察して、被害状況やより良い対応方を考える。
6. 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成。
7. 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成・配布を行う。

15 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

2. 地域の災害危険の把握(防災マップ・ハザードマップ等)

1. 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
2. 地域の実態に即した消防活動、災害時要援護者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
 - ・ ※災害時要援護者とその周辺環境を把握しておく必要がある。
3. 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
4. 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
5. 市町村等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

16 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

3. 防災訓練 特に「情報管理が重要」(個別訓練・総合訓練の実施)

- ・ 個別訓練には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班において知識・技術の習得に向けて、繰り返し行う必要がある。
- ① 情報班に収集すべき情報の指示を出す。
(収集すべき情報の例)
 - ・ 現場の住所、目標、現場の状況
 - ・ 負傷者の有無と程度、今後予測される状況
 - ・ 現在の措置、通報者
 - ・ 避難所における避難者数、避難状況
- ② 地域ごとに情報を収集。(※ 必ずメモをとる)
 - ・ 情報を収集した人の名前、日付、時間、状況などを明記する。
- ③ 収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。
 - ・ ※ 報告の際も口頭のみでの伝達は避ける)
- ④ 取りまとめた情報を報告し、対策を検討する。

17 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

南区の実状について

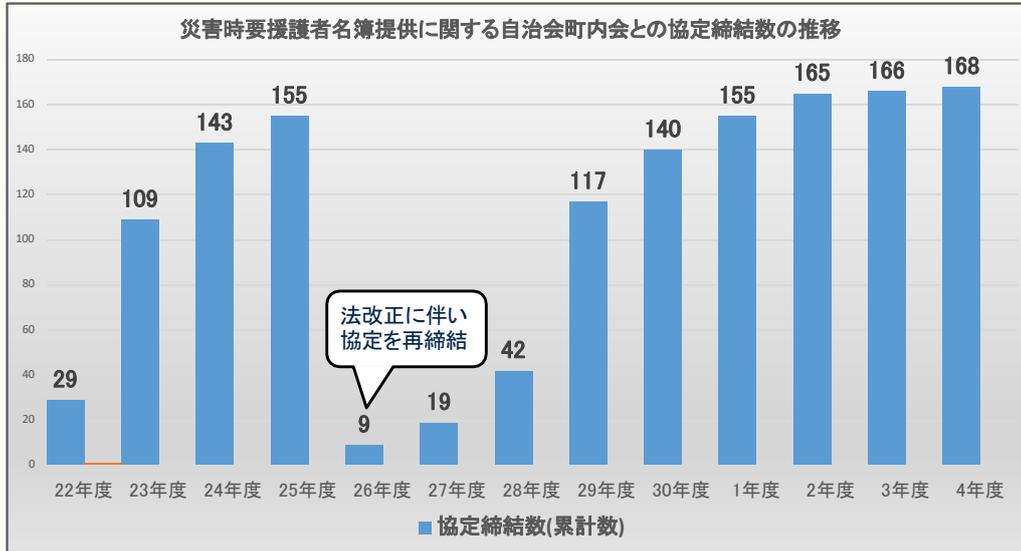
出典：横浜市南区役所



18 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

南区における名簿提供自治会数(R5現在204自治会中)

- 20年度 4か所の自治会でモデル事業を実施。
- 22年度 区内全域に取組を拡大。地区担当制(H22~24)を導入し、支援体制を強化。
- 26年度 改正災対法施行、情報共有方式開始と共に再び地区担当制(H28~30)を導入し取組を強化。



19 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

南区における取組の特徴

(1) 区の特性を踏まえた手上げ方式中心の名簿作成(平成25年度まで)

- ・住民同士の結びつきが比較的強い区の特性を活かし、手上げ方式による名簿作成を推進するとともに、完成した名簿を区と共有し、名簿にない要援護者を補足する目的で区の名簿を提供。

(2) 情報共有方式の導入と手上げ名簿がなくても区の名簿の提供が可能に(平成26年度～)

- ・手上げ名簿を作成しても更新が進まないことや、平成25年度の法改正を受けてより多くの区の名簿を提供できるように、情報共有方式による名簿提供を推進し、名簿提供数が増加。

(3) 災害時要援護者支援推進委員制度の実施(～現在まで)

- ・地域における組織的な取組の推進と円滑な見守り活動等、平時からの取組を支援するため、推進員要綱を定め推進員証を交付。



(4) 要援護者の居所を記した地図、及びインセンティブとなる物品の提供(平成29年度～)

- ・地域における取組の支援のため、提供した自治会を対象に、要援護者の居所をマークした地図と、要援護者の訪問の際にお渡しいただくことを目的とした防災用品等を提供。

(5) 3課プロジェクトと地区担当制による取組の推進

- ・総務課、福祉保健課、高齢障害支援課による3課プロジェクトを設置するとともに、平成21～24、27～29年度には、区の地区担当、防災拠点担当を名簿の担当と位置付け区役所一体となって取組を推進。

20 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

取組を進める上での課題

(1) 名簿提供の法定化=情報共有方式を中心とした取組と地域独自の取組の両立

・平成25年度の法改正以降、手上げ方式を中心とした取組から、区からの名簿提供を前提とした取組に変更されましたが、地域によっては、積極的に手上げ名簿の作成や、向う三軒両隣方式に取り組んでいるところがあり、こうした地域へは配慮が必要です。

(2) 個人情報取り扱いの変更に伴う地域の負担の増加

・名簿提供の法定化に伴い、個人情報の取扱について新たに災対法上の守秘義務が課されたため地域にとって大きな負担となっています。

(例) 名簿管理者・取扱者の届出、毎年個人情報保護研修の受講と受講結果報告書の提出、名簿のデータ化・コピー不可etc

(3) 名簿受領(作成)後の取組の支援

・名簿を受領した後で、災害時に備えた日ごろからの取組や、災害発生時の対応等が分からなかったり、取り組む余裕がなかったり、名簿の活用が進んでいない自治会が多くなっています。自治会の実情に応じた取組の継続を支援していく必要があります。

(4) 担い手の確保と取組の継承

・地域活動の担い手不足や高齢化、役員の交代等に伴い、取組が引き継がれず中断してしまう状況が生じています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、避難訓練や要援護者の日頃の見守り等の取組も困難となっていたため、粘り強く地域に働きかけていく必要があります。

(5) 個別避難計画の作成(令和3年度~)

・令和3年度法改正により、市町村による要援護者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。本市としては、令和7年度までに全市で計画策定をする方針ですが、一方で、福祉避難所の整理や、従来からの地域主体の取組との両立など課題も想定されます。

(1) 地域の取組事例(久保山南町内会) (H29.9広報よこはま特集より)

みんなで取り組む 災害時要援護者支援

災害が起こったとき、被害を少しでも減らすために必要なのは地域での助け合いです。とりわけ「災害時要援護者」への支援が大きな課題となっています。まずは要援護者がどこに住んでいるかなどを把握して、「誰の見える関係作り」や「安否確認の方法の取り決め」「日常の見守り活動」など、できることから要援護者支援の取り組みを始めませんか。

☎ 防災担当 ☎ 341-1225 ☎ 241-1151

Q1 「災害時要援護者」って何ですか?

高齢者や障害のある人、乳幼児や妊娠中など、災害が起きたとき、何らかの支援が必要なたたのめを、「災害時要援護者」といいます。

Q2 地域にいる「要援護者」はどれくらいいますか?

区では、自治会町内会ごとに要援護者の名簿を作成し、区と協定を結んだ自治会・町内会に、毎年名簿を提供しています。要援護者ご本人への個人情報の提供に関する同意書も区で行います。

☎ 高齢者課 ☎ 341-1136 ☎ 341-1144

年4回 要援護者の全戸訪問を実施!

~久保山南町内会のご紹介~

要援護者を支援してくれる人はどのように募集していますか?

支援者は現在44人で、役員や婦人部を中心に要援護者のご近所の人にもお誘いしています。支援者の不足や高齢化が課題となっていますが、最近では「子ども部」の若いお母さんにも活動の輪が入って来られています。

久保山南地区の特徴は?

細い坂道が多く、いざというときに迅速に地域防災拠点(太田小学校)まで避難することが困難な地域です。そのため、町内を3つのブロックに分けて防災組織を構成し、それぞれに「いつき避難場所」を設置するなど、以前から防災に力を入れてきました。要援護者の取り組みも、防災組織と連携して安否確認や避難支援を行えるよう進めています。

要援護者はどのように把握していますか?

支援が必要なたたのめを募集していますが、皆さんの元気がなかなか手挙げていただけません。町内会の世帯状況調査や敬老祝いの確認で、「一人暮らしになった」「転居した」などの情報を基に、役員がご本人に伺い、承諾を得た上で名簿を更新しています。28年度からは区役所の名簿も活用し、会員外や集合住宅などの住民の情報も得られるようになりました。

具体的にはどのような活動をしていますか?

22年度から年4回支援者を中心として要援護者の全戸訪問を実施していて、この9月で24回目になります。また、要援護者及び避難者宅、いつき避難場所や避難ルート、危険箇所などが一目で分かるマップを作成し、「回上防災訓練」を実施しています。

区役所の取組

①今年もやりませ! 近訪講座
区役所の職員が地域にお邪魔し、要援護者支援や防災に関する講座、意見交換などを「近訪講座」を、今年度も行っています。夜間や土日の対応も可能です。

②事務用品・防災用品をお渡ししています
今年度に区役所から「災害時要援護者名簿」を提供した自治会・町内会に、事務用品・防災用品をお渡ししています。

③レスキューボードを区内に配備しています
要援護者の移送支援用具(レスキューボード)を地域ケアプラザなどの区内の施設に配備しています。

☎ ①③防災担当 ☎ 341-1225 ☎ 241-1151
☎ 運営企画課 ☎ 341-1182 ☎ 341-1189

今後取り組んでいきたいことは?

発生時に避難や安否確認をスムーズに行えるよう、避難訓練を行いたいと考えています。実際の災害では、助けが必要なたたのめでも支援者になるという意識が大切です。こうした啓発活動がまだ不十分なので行政にも協力してほしいです。高齢化が進むとともに要援護者の人数も増えています。支援者に負担を掛けないよう、多くの人に協力いただき、取り組みを継続していきたいと考えています。

☎ 注井会長

お知らせ

町内会全員が70歳以上の世帯などに
①「ガラス飛散防止フィルム取付補助」、また、75歳以上の世帯などに②「家具転倒防止器具購入補助」(2面では器具の取付代行について紹介しています)を実施します。申込方法や受給要件など詳細は下記へ
☎ ①防災担当 ☎ 341-1225
☎ 横浜南まちづくりセンター ☎ 262-0666

22 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

11

地域の取組事例(山王台自治会)(R5.4広報よこはま特集より)

みんなで助け合おう 災害時の要援護者支援

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な人の被災が多く見られました。災害が起こったとき、被害を少しでも減らすために重要なのは地域での助け合いです。とりわけ、自力での避難が困難な「災害時要援護者」への支援が大きな課題となっています。いざというときに、住民全員の安否確認をスムーズに行える取組を行っている、山王台自治会の事例を紹介します。こうした身近な取組が要援護者支援につながります。地域には災害時に支援が必要な人がいることを知り、まずは日頃からのコミュニケーションをとることを心掛けてみませんか？

☎ 高齢・障害係 ☎ 341-1136 ☎ 341-1144

災害時要援護者とは…

災害が起こったときに自力で安全な場所に避難することが難しい人のことです。

高齢で歩行が困難な人や、障害のある人など、「災害時要援護者」となる理由はさまざまです。

区役所で自治会町内会ごとに要援護者の名簿を作成し、区と協定を結んだ自治会町内会に毎年提供しています。個人情報を提供することについて、要援護者ご本人への事前のご案内も区役所で行っています。

地域の取組 山王台自治会の事例

声かけボランティアが向こう三軒両隣の安否を確認

Q.山王台自治会はどんな地域なの？

A 高台に位置し、770世帯が暮らしています。そのうち、70歳以上の高齢者世帯が47%を占めている、高齢化率の高い地域です。災害時要援護者名簿には90人が登録されています。

Q.どんな取組をしているの？

A 「声かけボランティア」という活動を行っています。災害が発生した際に、向こう三軒両隣の皆さんの安否を確認するボランティア活動です。

道路を挟んだ「向こう三軒両隣」を「声かけブロック」と定めて、安否確認をできる範囲でお願いしています。ボランティアは、住民から随時募集しており、現在約120人が登録しています。



Q.どうやって安否確認するの？

A 全世帯に「山王台自治会 命のタスキ」を配っています。このタスキを玄関の扉などに掲示することで、在宅者の無事をボランティアが確認できるようにしています。それを目印に、声かけボランティアが安否確認をします。そしてその結果をいつか避難場所に設置する自治会の本部に報告し、情報を集約します。

なお、要援護者については、個人情報の取扱いやボランティアの負担を考え、本部で情報を管理し、安否確認の結果に応じて複数で支援するようにしています。

Q.ほかに工夫していることは？

A 声かけボランティアには「安否確認記入マップ」や活動に必要なグッズを渡しています。そのほか、災害発生時にボランティア全員が迷わず行動できるように、発生時の行動の流れを示した「行動モデル」を作成しています。



災害発生時の具体的な行動が決まっておらず、安否確認をどのように行えば、長年の懸念事項でした。誰でもできる安否確認のシステムづくりをしたいと思います。自治会で話し合いを重ね、他区の取組を参考に、「声かけボランティア」の活動を2019年から取り入れました。

山王台自治会 会長 沼田 義典

区役所の取組

まず何をしたらいいのかわからない、そんなときは…

ご近助講座

区役所の職員が地域にお伺いし、要援護者支援や防災に関する説明や意見交換などを行う「ご近助講座」を年間を通じて行っています。

日程 希望する曜日・時間(土・日曜日、夜間も可)

内容 事前にご要望を伺い、希望する内容で実施します。

支援物品の提供

災害時要援護者への、定期的な見守り等に役立てていただくため、希望する自治会町内会に要援護者の居所を記載した「地図」や「支援物品」を提供しています。

このほかにも、説明会・研修会なども行っています。詳しくはお問い合わせください。

☎ 防災担当 ☎ 341-1225 ☎ 241-1151

23 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

理屈はわかるが…

担い手不足はどうするの…？

人材不足の対策 ※全国での取り組み例

- ・ 地域活動内容の改善
 - 負担を最小限とする
 - 家族ぐるみで参加できるようにする
 - 気軽に参加できることを重視する
- ・ 気軽～本格まで体験型の取り組み実施
 - サバイバル力を家族で実習体験
 - 生活の知恵を学びながら、防災・備災力を高める
- ・ これまで対象としてこなかった人々の活用
 - 小・中学生の力を活用
 - 女性の力を過小評価しない
 - 現在、地域で「ふれあい」「つながり」の活動をされている方々に協力を依頼する。
 - 仕事をしている人も参加できる夜間や土日を活用する
- ・ リーダーの養成+リーダーのサポート役をさらに養成
- ・ ICTの徹底活用

25 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

最も効果的な方法のひとつは

- ・ 今、担い手として活躍されている方々のルーツを探り、その方が担い手になった経緯を再現することです。
 - ほとんどの場合、関係が深く、信頼できる知り合いの方からの誘いがきっかけで参加の機会を得て、そこで得た人と人との縁や取り組みの重要性に対する実感、やりがいなどが担い手になるきっかけではないでしょうか。
 - あと、同調圧力で抜け出せなくなってしまった人もいます・・・（ここは笑っていただくポイントです）
- ・ ちょっとだけお節介なお誘いとロコミによる説得を越える担い手確保はなかなか見当たりません。
 - 家族や気の許せる仲間たちと、楽しみながら参加してもらえる仕組みづくりが必要です。
 - 活動後のお疲れ様会や自分たちで炊き出した食事をみんなで食べるなど

26 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

理屈はわかるが……

個人情報保護法があって難しいよ……



改正・個人情報保護法 第一条(目的) 令和5年6月

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

※青文字は改正された部分

個人情報とは

- ・ **生存する個人**に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画、電磁的記録、その他人の知覚によっては認識することができない方式）、記録、音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。
- ・ 当該情報に含まれる「氏名」、「生年月日」、「その他」の記述等により**特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）**です。
- ・ 個人情報の成立条件に**「秘密属性の有無」**は含まれていません。

※個人情報とは「個人が特定できる情報」

プライバシー情報とは

1. 個人の私生活上の事実に関する情報
2. 社会一般の人が知らない情報（非公開情報）
3. **本人が公開を望まない内容の情報**

- ・ 私生活ではない場合は、「機密情報」の漏洩
- ・ 事実ではない場合は「誹謗中傷」による名誉毀損

- ・ プライバシーは個別的かつ相対的なものである。
- ・ 個人情報であってもプライバシー情報で無いものもある（本人次第）。→ このレジュメの最初のページなど
- ・ プライバシー権は自己情報のコントロール権と考えて良い。
- ・ 憲法第13条「幸福追求権」で保護されます。
- ・ 民法709条「不法行為による損害賠償」
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・ **プライバシー保護とは、常に本人の意志を尊重しようとすることです。**

※プライバシーとは秘密情報

個人情報保護法とプライバシー保護の違い

- ・ 現状では、**個人情報保護とプライバシー保護が混同**されているため、誤解や過剰反応が続いています。
- ・ **個人情報保護法**とは、個人情報を用いて活動（事業）する者が、情報を預かる者としての責任（利用目的の説明責任、適切な活用と安全管理責任、本人への情報開示・訂正等の責任など）に関する法律です。
- ・ **プライバシー保護**とは、本来、本人の持ち物であるべき本人に関する秘密の情報は、本人にのみコントロールする権利があるという人権です。
- ・ さて・・・私たちがこれまで問題にしてきたのは、
「個人情報保護」それとも**「プライバシー保護」**でしょうか

31 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

改正・個人情報保護法の全体概要 全185条

1. 個人情報を利用する目的を明確にすること、また本人の同意を得ずに目的の範囲を超えた利用をしてはならない（法17条）
2. 偽りやその他の不正な手段で個人情報を取得してはならない。個人情報取得時には速やかに利用目的の通知・公表を本人にすること（法18,21条）**※例外あり 次スライド**
3. 個人情報を正確かつ最新な内容にしておくこと（法20条）
4. 個人情報を安全に管理すること（法22,23,24,25,26条）
※万が一に漏洩などが発生した際の通知ルールを定めること
5. 一定の条件を除き、第三者に個人情報を提供しないこと（法27条）
※例外あり 次スライド
6. 個人情報を第三者に提供、または第三者から提供される場合は、提供年月日、第三者の氏名・名称等を記録して、一定期間保存すること（法29,30条）**※新法にて新設**
7. 本人の求めに応じて開示・訂正・削除・利用停止等を行うこと（法32～39条）
8. 相談・苦情の処理を行うこと（法40条）
※個人情報を得るには、収集側の情報開示・提供も必要である。

32 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

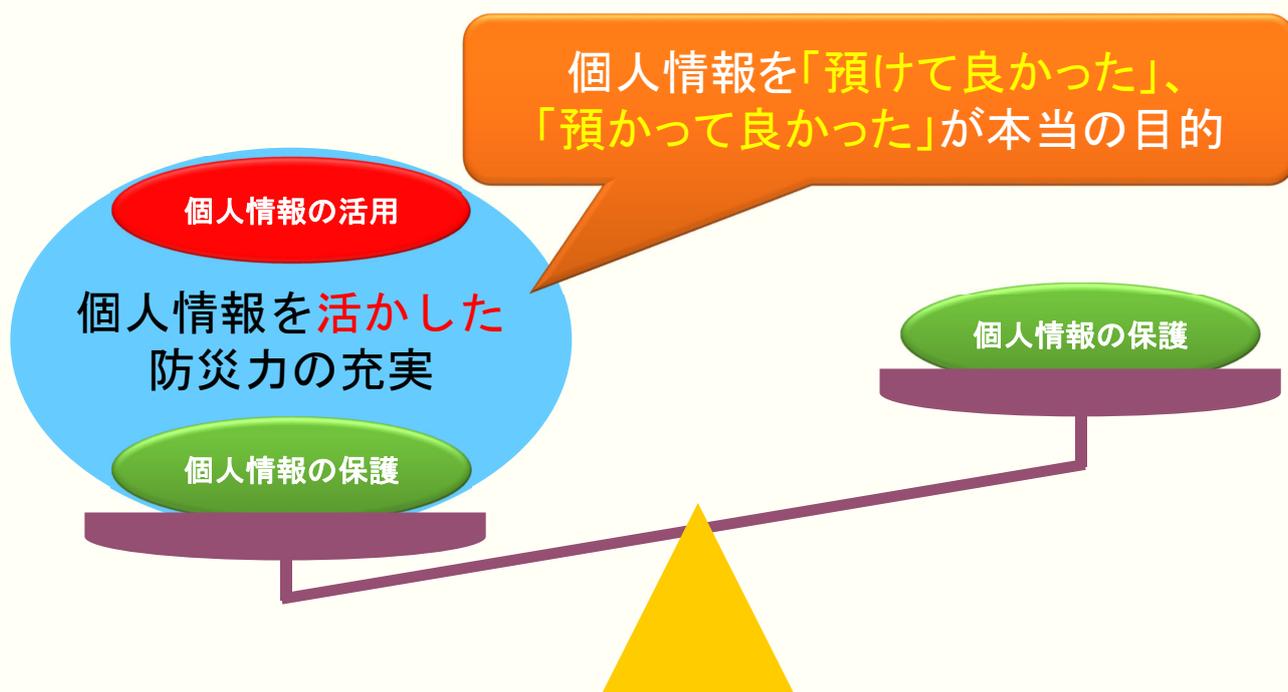
個人情報活用(適切利用)のポイント

- ・ 活用は、**利用目的が明確化**されていれば自然に活用されるはずでず。
 1. 適切な利用目的を持つ
 2. 徹底的に本人同意を重視する
 3. 適切な共有・更新方法を確立する
 4. 適切な保護・保管・管理方法を確立する
 5. **適切な利用によって実現した具体的な成果を発信する(活用の成果を本人や地域に伝える)**
- ・ 上記の取り組みを行い、皆さんが望む「安全」「安心」「信頼」「つながり」づくり、そして「適切なサービス提供」に**個人情報**が活用されることが大切です。

個人情報活用の達人への道 ワンポイントアドバイス

- ・ 個人情報は「**もらい物**」ではなく「**借り物**」「**預かり物**」と考えるだけで、ほとんどの場面で適切に取り扱うことができます。
- ・ 一般に、人から物を借りる際には、借りる目的や利用目的を説明して同意を得るのが基本的なマナーです。
- ・ また、借りたものを当初の目的外で利用するとき(第三者提供時)には、本人に確認や許可を取るのが一般的です。
- ・ 借りているものを大切に管理・保管するのも借りた側の責務です。
- ・ つまり、個人情報は**目的をもって預かった借り物**と考えて扱えば、適切な利用ができるのです。
- ・ 私たちを信頼・期待して、預けられた個人情報は、活用してこそ、私たちにとっても、そして預けてくれた方々にとっても、安心・納得できることを再認識しましょう。

個人情報を利用して防災力を高める



35 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

災害に強い地域づくりの基盤となる 地域見守り活動に向けて

日常的な見守りやつながりがあるまちは
災害にも強いまちとなります



36 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

36

地域見守り活動と個人情報

- ・ 地域福祉の中心的活動のひとつでもある「**見守り活動**」には、対象者の個人情報が必要ですが、本人の意志が伴わない（本人同意が無い）見守りは、時として監視活動になります。
- ・ このため、本人が知らないところで、勝手に見守られて（監視されて）いないか注意が必要です。
 - 当事者不在の支援は時として権利侵害となり、地域監視活動と呼ばれてしまうこともあります。
 - 「**その人が誰に見守られたいのか**」という本人の意志を尊重する事も大切な配慮事項です。
- ・ また、見守るだけでなく、声をかけ、話し相手になり、信頼関係を構築し、**つながりを持つ**ことが、より望ましいと考えられます。

見守り活動に対するマニュアル整備

- ・ 見守り活動を安定・充実させるためには、誰もが共通認識できる**見守り活動の理念や目的の明文化**が必要です。
- ・ また、見守り活動実践の組織づくりや具体的な活動方法に関するわかりやすい情報提供や活動時の注意点なども必要です。
- ・ このような整備をすでに行っている団体が多数あります。
 - 東京都 「高齢者等の見守りガイドブック」
 - 掛川市 「地域で支える見守りネットワーク運営マニュアル」
 - 栃木県 「地域包括ケアを支えるネットワーク構築マニュアル」
 - 長崎県 「高齢者等見守りネットワークづくり 支援マニュアル(改訂版)」
 - 広島市 「地域の生活課題解決のための実践マニュアル」
 - 松江市 「地域で見守り・助け合い事業」
 - 村井プロジェクト「ご近助ラボ」
 - ・ <https://mimamori.murai-labo.com/>
- ・ 皆さんの見守りマニュアルも、これらのマニュアルを参考に、さらに充実させてみませんか。

見守りは方法はいくつかの種類があります

1. ゆるやかな見守り

- 住民や事業者の気づきに期待した見守り合い。
- 見守り組織を編成せずに、お互いを気にかけてながら「異変」を発見し、通報する仕組みづくり。
- 「異変」発見時（気づき）の通報先の明確化が課題となる。
 - ・ 現時点では通報先は地域包括支援センターや区役所が適切と考えられる。
 - ・ 緊急性が高いと感じる異変の場合は警察・消防への通報が最優先となる。
 - ・ ※資料1 栄区チェックシート

2. 住民を中心とした担当制による見守り

- 自治会・町会等を基盤とした住民組織による見守り。
- 民生・児童委員、老人クラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア、マンション管理組合等も参加。
- 見守り対象者と見守り支援者を一人対一人～複数人の組み合わせに設定する（担当制見守り）。
- こちらも緊急通報先など情報のアンカーの設定が必要となる。

見守りは方法はいくつかの種類があります

3. ふれあい・交流活動を中心とした見守り

- ふれあいサロン、会食会、健康づくり体操活動、歩こう会など、人と人がふれあう機会・場所での見守り
- いつも来るはずの人が来なかったり、様子がおかしい場合に確認したり、関係者や関係機関に連絡をする。

4. 事業者を中心とした見守り

- 新聞配達、郵便配達、配食サービス、宅配サービス、コンビニ、介護サービス等の事業者 警備会社や鉄道事業者など、新規参入が見込まれる。
- 行政との協定締結の他、民間独自のサービス利用（日本郵便、ALSOK、セコム等）はそれなりのコストが必要であり、住民や関係機関との情報共有に課題が存在する。
- 見守り機器による見守りも含まれます。

5. ハイブリッド見守り

- 前述したの見守り方法を複数組み合わせた見守り活動
- 最も理想的な見守り活動だが、役割分担と情報共有体制が課題となる

見守り活動に共通なポイント

- ・ 地域ケアプラザが中心的存在となっている。
- ・ 見守り活動の方法を具体化させている 栄区
 - 見守りのポイントの明確化(どこを、どのように見守ると効果的か)
 - 異変に気づいた際の連絡先、連絡方法、連絡内容の明確化
 - 活動記録の方法の標準化(様式の開発)
- ・ 見守りネットワークを構成する団体を明確にする
 - 地域包括支援センター、区役所、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会・自治会、シルバークラブ、婦人会(女性会)、電気・ガス・水道事業者、郵便局、新聞販売所、牛乳・乳酸菌飲料配達事業者、宅配業者、商店、医療機関、公民館、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、福祉施設、交番、消防署、福祉推進員、親族、隣人、家族、高齢者本人など
 - さらに生活に密着したサービス提供をしているところ(いきつけのコンビニエンスストア、定食屋、飲み屋、スーパーマーケット、小売店、パチンコ店など)

41 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

安心くん(横浜市都筑区池辺地区)

- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者に対して防災グッズ(安心くん)を配布する。
 - 安心くんは、災害時に閉じこめられてしまった場合を想定しているため、蛍光灯付き懐中電灯、笛、ペットボトル(水)、キャラメル、その他が入っている。
- ・ 防災グッズの配布だけが目的ではない!
 - 配布後、3ヶ月から4ヶ月毎に担当の民生委員や老人会、ボランティアなどが友愛訪問し、懐中電灯の点灯確認、ペットボトルやキャラメルの交換などを実施、その際には災害時の対策などの会話も積極的に行い、防災意識を高め、地域の方とのつながりの大切さを意識づけている。
 - 地域との関係がなかなかうまくいかない方などに対しても、防災を切り口にした定期訪問の実施と、再び地域へつながるためのきっかけづくりを行っている。
- ・ 安心くんは防災だけでなく、見守りネットワーク構築の力強い味方になる!
- ・ 神奈川県綾瀬市でも「災害時あんしん袋」という名称で社協を中心として全市的に展開中です。

42 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

安心くん(写真)



43 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

連絡網や名簿は当然作れます！ 活用こそ存在意義

1. 連絡網・名簿の**利用目的を明確化する**。
 - 名簿の先頭に名簿の作成目的、個人情報の利用目的、名簿の適切な利用方法・管理方法・破棄方法などが記載された**マニュアルを掲載**する。
 - 連絡網の場合は、裏面などに作成目的、個人情報の利用目的、名簿の適切な利用方法、名簿の管理方法、利用時の注意事項の解説を付ける
2. 掲載情報は目的を果たすために**必要最小限の情報**とする。
 - 必要最小限の情報とは、必須情報でもある。
3. 配布範囲(対象)は**必要最小限(必要十分)**とする。
4. 掲載する個人情報の取得時には、名簿の作成目的(利用目的)、掲載情報、配布範囲を説明し、本人同意を得て行うようにする。
5. その後の掲載の拒否や中止を可能とする。その際の相談・連絡先(受付先)を明確にしておく。
6. 古くなった連絡網・名簿を定期的に回収したり、最新の名簿を配布する努力も求められる。
7. 名簿の作成以上に、**適切に名簿を活用できる人材育成**、名簿に掲載されている方々と連携した情報の定期更新が重要です。

44 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

まとめ



完璧をめざすより、経験値を積むことが大切

- ・ いつ発生するかわからない災害への対策は、時としてマンネリ化を引き起こしてしまい、意欲を失うリスクがあります。
- ・ 地域の防災活動は完璧をめざすことよりも、ひとりでも多くの人々の意識改革や経験値の向上をめざすことが大切です。
- ・ やりがいや手応え感を重視し、家族や仲間とともに取り組めることが大切です。
- ・ 少しずつ地域の実力を高めながら、より多くの人々を巻き込んだ、息の長い取り組みが必要です。

総務省の防災事例集なども参考になります



- 既に28回実施されています。

横須賀市	横須賀市	災害用飲料水確保対策事業
横須賀市	横須賀危険物安全協会、神奈川県石油商業組合横須賀支部	ガソリンスタンドに「市民救命士」を配置
愛川町	愛川町	「応急手当普及推進の町」を全国ではじめて宣言し応急手当の普及を一大町民運動とした活動
	ラジオ局	市民の放送ボランティアによるラジオ及びテレビを通じた防災情報の発信の取組
横須賀市	横須賀市立衣笠小学校	小学校「総合的な学習の時間」における防災教育の取り組み
横浜市	都市防災研究会	「防災と福祉のまちづくり」推進
平塚市	ひらつか防災まちづくりの会	ひらつか防災まちづくり……迫り来る大地震を地域とともに迎え撃つ
横須賀市	横須賀(災害)ボランティアネットワーク	ともに学びあおう！わたしたちが住むまちの防災活動～町内会や自治会で防災活動に取り組んでみませんか？～
平塚市	平塚保健福祉事務所継続看護連絡会	在宅療養者の防災対策
愛川町	春日台シルバー消防隊	高齢化社会を先取りし、高齢者自らが防災グループを作り、安全安心な町づくり
小田原市	神奈川県立西湘高等学校	地域に学び発信する地震防災情報 ～防災取材委員会の活動～
横浜市	瀬谷区連合町内会自治会連絡会	「災害弱者あんしんネットワーク事業」(まちの防災知恵袋事業)

47 地域の災害時要援護者支援の取組推進について

まとめ

- 災害時要援護者支援の充実に向けた、担い手確保、個人情報保護などに関する取り組みは、とにかく人材募集をする、名簿受け取る・受け取らないなどの個別の課題ではなく、地域の自治力を向上させ、人と人との絆を高めるための息の長い取り組みとなります。
- 災害時などの非日常時に機能する支援体制は、日常からのつながりやふれあいがあるからこそ機能します。
- このため見守りネットワークや日常生活支援活動などの、身近な困りごとの支援を通じた「つながりづくり」を充実させつつ、防災活動につなげていくことが効果的です。
- 私たちはこのような取り組みを地域の優れた文化、地域の誇りとして「ここに住んでいて良かった」、「これからも、この地域に住み続けたい」と実感できる、まちづくりを進めていくことが大切ではないでしょうか。

48 地域の災害時要援護者支援の取組推進について